

帯広市障害者（児）通所施設等交通費助成事業について

助成対象となる方	対象となる施設等
下記①～④の要件をすべて満たしている方	1. 障害者総合支援法に定める ・「生活介護」 ・「就労継続支援B型」
① 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、障害福祉サービス受給者証のいずれかの交付を受けている方	2. 帯広市地域活動支援センター事業実施要綱に基づく ・地域活動支援センター
② 帯広市に住民票がある在宅の方（他市町村のサービス受給者は除く）	3. 児童福祉法に定める ・「児童発達支援」 ・「放課後等デイサービス」 （日中一時支援事業は対象となりません）
③ 生活保護を受けていない方	
④ 右記の対象施設等に通所されている方	

助成内容について

通所にかかる交通費の助成を行います。申請は四半期ごとに行ってください。
申請に基づき、1四半期につき合計3万円を上限として支給します。

◎助成額等は、通所の手段により次のとおり異なります。

通所手段	助成対象範囲	助成額	備考
JR 路線バス	乗車区間分	運賃分 （手帳等による割引が受けられる場合は割引後の運賃）	※介護者が同乗する場合は、介護者も助成対象
自家用車	自宅～通所先の距離 （片道2km以上）	距離数（1km未満切捨）の10分の1に、市が4月1日に契約するガソリン単価を乗じた額	
施設送迎	自宅～通所先の利用分	実費負担分 （片道270円上限）	※申請時は、運賃明細等の書類を併せて提出

申請の対象期間について

- ◎ 前年度分と今年度分の2年度分が申請が可能です。
（前年度分は3月31日までに提出してください。）
- ◎ 今年度分について、提出期限を過ぎた場合は支給が遅れることがあります。
ご了承ください。

対象期間	提出期限	対象期間	提出期限
第1四半期（4～6月分）	7月上旬	第3四半期（10～12月分）	1月上旬
第2四半期（7～9月分）	10月上旬	第4四半期（1～3月分）	4月上旬

～ 注 意 事 項 ～

- 入金の前日までに、決定通知を送らせていただきますので、詳しい支給内容は決定通知よりご確認ください。
- 提出期限が過ぎたものについては、申請から翌々月以降の支給となることがあります。ご了承ください。
- 最も経済的な経路により通所する交通費を助成対象としています。申請内容について、必要に応じて訂正を行うことがあります。
- 新規、通所先や住所または通所方法の変更がある場合、審査に時間を要するため、支給が遅れる場合があります。ご了承ください。